

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月28日

鹿児島県知事 殿

提出者

住 所 鹿児島県鹿児島市武二丁目4番1号

氏 名 株式会社 渡辺組

代表取締役 渡辺 丈

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0992860800

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社渡辺組
事業場の所在地	阿久根市新城地先他
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	04 建設業
② 事業の規模	前期完成工事高 116億円
③ 従業員数	従業員144名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1 産業廃棄物処理手順

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2 産業廃棄物に係る管理体制

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 紙くず：現場に持ち込む資材等の梱包を極力減らす様にして産廃の発生を減量している。 金属くず：分別収集し有価物とすることで建設混合廃棄物としての産廃の減量を行っている。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き関係者に協力を依頼し、産業廃棄物の発生抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 分別している種類；金属くず、木くず、紙くず、コンクリートがら、アスファルトがら、石膏ボード、繊維くず、廃プラ
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状の分別を推進し、可能なもののリサイクルに努める。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	（今後実施する予定の取組） 特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙のとおり t	— t
	（これまでに実施した取組） 分別を推進し、産業廃棄物の発生量を抑制すると共に、発生利用処理業者及び優良認定処理業者への処理委託を進めていくようにした。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) 分別収集、発生量の抑制を関係者と推進していくと共に、産廃処理業者についても優良認定処理業者や再生利用処理を行う業者を見ながら、優先的に委託業者として選定していくように考慮していきたい。		
	※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物 処理計画書 内訳書

令和6 年度分

事業場名

株式会社渡辺組

別紙

※取り扱う廃棄物の種類が1種類であっても、この表を作成してください。

数字(t)

廃棄物の種類		廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項				自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
		①現状(前年度実績)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)		②計画(今年度計画)		①現状(前年度状況)	②計画(今年度計画)	①現状(前年度状況)					②計画(現年度計画)				
		排出量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行う量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(左記内訳)再生利用業者へ委託する量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量
1	燃え殻	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
2	汚泥	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
3	廃油	0.35	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.35	0.00	0.00	0.00	0.00	0.30	0.00	0.00	0.00	0.00
4	廃酸	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
5	廃アルカリ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
6	廃プラスチック類	75.72	75.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	75.72	0.00	75.02	0.00	0.00	75.00	0.00	72.50	0.00	0.00
7	紙くず	36.87	36.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	36.87	0.00	36.87	0.00	0.00	36.00	0.00	36.00	0.00	0.00
8	木くず	158.16	158.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	158.16	31.34	158.16	0.00	0.00	158.00	32.00	158.00	0.00	0.00
9	繊維くず	0.07	0.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.07	0.00	0.07	0.00	0.00	0.05	0.00	0.05	0.00	0.00
10	動植物性残さ	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
11	動物系固形不要物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
12	ゴムくず	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
13	金属くず	31.31	31.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	31.31	0.00	31.31	0.00	0.00	31.00	0.00	31.00	0.00	0.00
14	カーペット・コルクマット・畳及び陶磁器くず	15.21	15.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.21	0.00	15.21	0.00	0.00	15.00	0.00	15.00	0.00	0.00
15	鋳さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
16	がれき類	814.36	810.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	814.36	0.00	814.36	0.00	0.00	810.00	0.00	810.00	0.00	0.00
17	動物のふん尿	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
18	動物の死体	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
19	ばいじん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
20	その他	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
21	混合廃棄物	0.78	0.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.78	0.00	0.00	0.00	0.00	0.70	0.00	0.70	0.00	0.00
22	廃石綿(特管)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
23	石綿含産業廃棄物	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
合計		1,132.83	1,126.05	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1,132.83	31.34	1,131.00	0.00	0.00	1,126.05	32.00	1,123.25	0.00	0.00

別紙 1 産業廃棄物処理手順

1. 処理計画

産業廃棄物の処理方策

排出抑制・減量化対策	・ISO14001 の取得により、廃棄物の削減と分別収集によるリサイクル推進を行う。 ・施工計画段階において、廃棄物の発生抑制を考慮した工法、資材等を採用する。
分別対策	・分別収集作業手順を検討する。 ・リサイクルを図るため、作業所内での分別を推進し、廃棄物が混合しないように努める。 ・有価資源以外は処理業者へ排出する
再生利用 (リサイクル対策)	・コンクリート、アスファルト、木材、石膏ボード等は再生処理業者へ排出する。 ・作業所内では、資材を繰り返し使用する。 ・自らも再生資源を積極的に使用する。

2. 産業廃棄物の処理

(1) 収集運搬

委託しようとする収集・運搬業者については、許可証の写しを受け取り下記の確認を行い。契約を交える。

- 1) 収集・運搬だけか、処分もできるか
- 2) 産業廃棄物の種類
- 3) 収集・運搬能力
- 4) 許可条件
- 5) 許可期限

委託した業者がとりにきているかどうか、許可証の写し、運搬車両の登録番号で確認する。

(2) 処分

委託しようとする処分業者については、許可証の写しを受け取り下記の確認を行い。契約を交える。

- 1) 産業廃棄物の種類
- 2) 処理施設の種類及び処理能力
- 3) 許可条件
- 4) 許可期限

廃棄するものは、下記の処分場にて処理する。

- | | |
|------------|--|
| 1) 安定型処分場 | 安定5品目（ガラスくず・陶磁器くず、がれき類
廃プラスチック、ゴムくず、金属くず） |
| 2) 管理型処分場 | 有害産廃を除く
無害化した特別管理産廃を含む
（燃えがら、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず等） |
| 3) しゃ断型処分場 | 有害産廃特別管理産業廃棄物 |

委託した業者の処理施設や処理の状況を適宜確認する。

3. 処理の管理

- ・ ISO14001 の推進により、各事業所での分別と結果報告を実施
- ・ 作業所の産業廃棄物処理状況と管理体制を適宜点検し指導する
- ・ 作業所管理者（作業所長）は、作業所における廃棄物管理組織を整備し定期点検を実施するなど、日常管理の徹底を図る。

別添 2 産業廃棄物に係る管理体制

作業所組織図

